

- (2) 請求は、次の事項を記載した書面を事業主に提出して行わなければなりません（則第 31 条の 13 第 1 項）。
- ① 請求の年月日
 - ② 労働者の氏名
 - ③ 請求に係る子の氏名、生年月日及び労働者との続柄（子が出生していない場合は、出産予定者の氏名、出産予定日及び労働者との続柄）
 - ④ 制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日
 - ⑤ 請求に係る子が養子である場合には養子縁組の効力発生日
 - ⑥ 深夜においてその子を常態として保育することができる同居の家族がいないこと
- (3) 事業主は、労働者に対して請求に係る子の出生等を証明する書類の提出を求めることができます（則第 31 条の 13 第 2 項）。
- (4) 事業主は、あらかじめ、労働者の深夜業の制限期間中における待遇（昼間勤務への転換の有無を含みます。）に関する事項を定めるとともに、労働者に周知させるための措置を講ずるように配慮してください（指針）。
- (5) 事業主は、労働者の育児や介護の状況、勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮してください（指針）。
- (6) 事業主は労働者が深夜業の制限を請求したこと又は実際に制限を受けたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはなりません（指針）。

ポイント解説

- ★ (5)の「制度の弾力的な運用」としては、週の特定の曜日や、深夜の特定の時間について深夜業の制限を受けられるようにすること、制限開始予定日の 1 月前より短い期間での請求でもよいこととすること等が考えられます。

Ⅶ－３ 育児を行う労働者の深夜業の制限 3

(第19条第3項～第5項)

- 深夜業の制限の期間は、労働者の意思にかかわらず次の場合に終了します。
 - ① 子を養育しないこととなった場合
 - ② 子が小学校就学の始期に達した場合
 - ③ 深夜業の制限を受けている労働者について産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
- 深夜業の制限の開始前に子を養育しないこととなった場合には、深夜業の制限の請求はされなかったこととなります。

(1) 「子を養育しないこととなった場合」とは、具体的には次の場合をいいます（則第31条の14、第31条の15）。

- ① 子の死亡
- ② 子が養子の場合の離縁や養子縁組の取消
- ③ 子が他人の養子となったこと等による同居の解消
- ④ 労働者の負傷、疾病等により、制限を終了しようとする日までの間、子を養育できない状態となったこと

(2) 子を養育しないこととなった場合は、労働者はその旨を事業主に通知しなければなりません（法第19条第3項、第5項）。